

議案第108号

ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設設置及び管理条例制定について

ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設設置及び管理条例を別紙のとおり制定する。

平成29年 9月 4日 提出

ひたちなか市長 本間源基

平成 年 月 日 議決

ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設設置及び管理条例

(設置)

第1条 市民が安心して子育てをすることができる環境を創出し、並びに市民の自発的な学習及び活動を支援するとともに、市民の総合的な交流活動の推進を図り、もって人が行き交い、賑わいを創出する拠点として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、子育て支援・多世代交流施設（以下「交流施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設	ひたちなか市石川町11番1号

(機能)

第3条 交流施設は、次に掲げる機能を有するものとする。

- (1) 乳幼児とその保護者が自由に集い、及び交流し、並びに子育てに関して必要な援助を受けることができる場や機会を提供し、市民が子どもを安心して産み育てることができる環境を創出する機能
- (2) 市民が生涯を通じて学び、並びに同じ関心を持つ者同士で集い、及び交流することができる場や機会を提供し、市民の自発的な学習活動を支援する機能
- (3) 青少年が自由に集い、及び自主的に活動し、並びに青少年の健全育成を推進する団体が主体的に活動することができる場や機会を提供し、青少年の健全育成を促進する機能
- (4) 様々な関心や目的を持つ市民が集い、交流し、及び活動することができる場や機会を提供し、市民の新たな交流活動や総合的な交流活動を推進する機能

(休館日)

第4条 交流施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 第1月曜日及び第3月曜日（これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に交流施設の休館日を定め、又は同項に規定する休館日に交流施設を開館することができる。

(開館時間)

第5条 交流施設の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(有料施設等の使用)

第6条 交流施設の施設のうち別表第1に掲げるもの(以下「有料施設」という。)を使用することができるものは、次に掲げるものとする。

(1) 第3条各号に掲げる機能の發揮に資する活動を行う団体であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 団体の構成員が3人以上であること。

イ 団体の構成員の半数以上の者が、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 市内に住所を有する者

(イ) 市内に通勤し、又は通学する者

(2) その他公益上必要があると市長が認めるもの

2 前項に規定する有料施設を使用することができるもの(以下「使用団体」という。)は、交流施設の施設のうちこらぼスペースについて、日時を特定し、専用で使用することができる。

(使用許可)

第7条 有料施設の使用又はこらぼスペースの専用使用(前条第2項に規定する使用をいう。以下同じ。)をしようとする使用団体の代表者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可(以下「使用許可」という。)に、交流施設の管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第8条 市長は、使用許可の申請に係る有料施設の使用又はこらぼスペースの専用使用が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 交流施設の施設又は設備若しくは備品(以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 専ら営利を目的とするおそれがあると認めるとき。

(4) その他交流施設の管理上支障があると認めるとき。

(変更の許可)

第9条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた事項

を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合においては、第7条第2項及び前条の規定を準用する。

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、使用許可を受けた目的以外の目的に施設等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等の制限)

第11条 施設等を使用する者は、その使用に当たって特別の設備を設け、又は交流施設の設備を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合においては、第7条第2項及び第8条の規定を準用する。

(使用許可の取消し等)

第12条 市長は、使用者又は施設等を使用する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用許可を取り消し、若しくはその内容を変更し、又は施設等の使用を制限し、若しくは中止させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 第7条第2項の規定により使用許可に付された条件に違反したとき。

(3) 当該使用が第8条各号のいずれかに該当すると認められるとき。

(4) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

(5) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項に規定する措置によって生じた損害については、市は、その賠償の責任を負わない。

(使用料)

第13条 使用者は、有料施設の使用に当たっては、別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、使用団体に属する者であつて有料施設を使用するものの全てが、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校又は大学において修業している者その他の規則で定める者である場合においては、使用料の額は、別表第2に定めるとおりとする。

3 有料施設以外の施設等の使用は、無料とする。

4 第1項及び第2項に規定する使用料(次条及び第15条において「使用料」という。)は、使用許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第14条 市長は、公用又は公共の用のため有料施設が使用される場合その他の規則で定める場合には、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除す

ることができる。

(使用料の返還)

第15条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、市長は、使用団体が災害その他のその責めに帰することができない事由により有料施設を使用することができなかつたときその他の規則で定める場合には、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還するものとする。

(入場の制限)

第16条 市長は、次に掲げる者に対しては、交流施設への入場を拒み、又は交流施設からの退場を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者

(2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者

(3) その他交流施設の管理上支障があると認められる者

(原状回復の義務)

第17条 施設等を使用する者は、当該使用が終了したとき、又は第12条第1項に規定する措置のいずれかがとられたときは、直ちに、その使用した施設等を原状に回復しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第18条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、当該賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、交流施設の使用その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(ひたちなか市生涯学習センター設置及び管理条例及びひたちなか市青少年センター設置及び管理条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) ひたちなか市生涯学習センター設置及び管理条例(平成26年条例第14号)

(2) ひたちなか市青少年センター設置及び管理条例(平成26年条例第16号)

別表第1（第6条，第13条関係）

## 有料施設使用料

使用時間区分 使用施設区分	午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時30 分から午後5 時30分まで	午後6時から 午後9時30 分まで
101 研修室	円 810	円 540	円 540	円 940
102 研修室	300	200	200	350
103 研修室	1,110	740	740	1,290
104 研修室	300	200	200	350
105 研修室	450	300	300	520
201 スタジオ	1,950	1,300	1,300	2,270
202 スタジオ	690	460	460	800
203 スタジオ	420	280	280	490
301 キッチン スタジオ	1,290	860	860	1,510
302 交流室	1,680	1,120	1,120	1,960
303 研修室	1,410	940	940	1,640
304 研修室	1,710	1,140	1,140	1,990
305 講師控室	300	200	200	350
陶芸室	570	520	520	1,150

## 備考

- 1 有料施設を使用した時間が使用時間区分の時間に満たない場合であっても、当該使用時間区分の時間を満たした使用をしたものとみなす。
- 2 使用する有料施設が2か所以上の場合又は使用時間区分が引き続き2以上にわたる場合における使用料の額は、それぞれの使用施設区分又は使用時間区分による使用料の額を合計した額とする。
- 3 使用者の都合により使用許可に係る使用時間区分の時間を延長して有料施設を使用したときは、次の（1）から（3）までに掲げる場合に依り、それぞれ（1）から（3）までに定める額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の使用料を追徴する。
  - （1） 使用許可に係る使用時間区分が午前9時から午後零時までの場合において、午後零時から午後1時までの間で有料施設を使用する時間を延長したとき 当該使用時間区分の使用料の1時間当たりの額
  - （2） 使用許可に係る使用時間区分が午後1時から午後3時までの場合に

において、午後3時から午後3時30分までの間で有料施設を使用する時間を延長したとき 当該使用時間区分の使用料の30分当たりの額

(3) 使用許可に係る使用時間区分が午後3時30分から午後5時30分までの場合において、午後5時30分から午後6時までの間で有料施設を使用する時間を延長したとき 当該使用時間区分の使用料の30分当たりの額

4 有料施設を使用する時間には、準備及び原状回復の時間その他の当該使用に必要な一切の時間を含むものとする。

5 この表において「陶芸室」とは、ひたちなか市大字津田2732番地に所在するものをいう。

別表第2 (第13条関係)

有料施設使用料

使用時間区分 使用施設区分	午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時30 分から午後5 時30分まで	午後6時から 午後9時30 分まで
101 研修室	円 400	円 270	円 270	円 470
102 研修室	150	100	100	170
103 研修室	550	370	370	640
104 研修室	150	100	100	170
105 研修室	220	150	150	260
201 スタジオ	970	650	650	1,130
202 スタジオ	340	230	230	400
203 スタジオ	210	140	140	240
301 キッチン スタジオ	640	430	430	750
302 交流室	840	560	560	980
303 研修室	700	470	470	820
304 研修室	850	570	570	990
305 講師控室	150	100	100	170
陶芸室	280	260	260	570

備考 別表第1の備考と同じ。